

(政務活動費を充てることのできる経費の範囲)

第11条 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、当該政務活動費を別表に定める政務活動費に要する経費の範囲内で使用しなければならない。

別表 (第 1 1 条関係)

項目	内容
調査研究費	会派又は議員が行う目黒区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (交通費、宿泊費、委託費等)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会及び講演会の実施に要する経費 2 他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員又は議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費、機材借上げ費、資料印刷費、講師謝礼、会費、交通費、宿泊費等)
会議費	会派又は議員における各種会議に要する経費 (会場費、機材借上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	会派又は議員が議会審議のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、原稿料、翻訳料等)
資料購入費	会派又は議員が行う調査研究に必要な知識、情報を収集するための資料に要する経費 (図書購入費、新聞・雑誌の購読料、有料データベースの利用料等)
広報費	会派又は議員が行う議会活動及び目黒区政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等の印刷費、送料、交通費、ホームページの作成・更新費、活動報告会の会場費等)
事務所費	会派又は議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び維持管理に要する経費 (事務所賃借料等)
事務費	会派又は議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品・備品の購入費、事務機器のリース料、通信費等)
人件費	会派又は議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費 (給料、賃金、各種手当、社会保険料等)

備考

(1) () 内は例示

(2) 政務活動費に充てることのできない経費は次のとおりとする。

ア 交際費その他これに類する経費 (餞(せん)別、慶弔費、寸志、病気見舞い、慶弔電報等)

イ 政党活動に属する経費 (党費、党大会賛助費、党大会参加費並びにこれに

要する交通費及び宿泊費等)

ウ 選挙活動に伴う経費

エ 後援会活動に伴う経費

オ 私的活動に伴う経費

カ 飲食店における飲食に要する経費

キ 議員の配偶者、議員と生計を一にする者及び議員が扶養する者に支払う経費で当該議員又はその属する会派の事務所費及び人件費に該当するもの

ク 前払式であって資金決済機能を有する乗車券、証票その他これらに類するものの購入費、保証金及びこれらの支払可能額を加算するための資金等